

改正

平成30年3月28日条例第15号

焼津市特別工業地区建築条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、志太広域都市計画特別工業地区（以下「特別工業地区」という。）における建築物の建築の制限を定め、環境の悪化を防止し、工業の利便を図ることを目的とする。

(建築物の建築の制限)

第2条 特別工業地区内においては、法第48条第12項の制限によるほか、法別表第2（ぬ）項（同項第2号を除く。）、（る）項並びに（わ）項第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が当該地区の環境及び利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、焼津市建築審査会の同意を得なければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物については、同項の規定に適合しなくなったとき（以下「基準時」という。）を基準として、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において増築し、改築し、又は用途を変更することができる。

(1) 増築又は改築が、基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条及び第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後又は用途変更後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 前条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後又は用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれぞれの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の19第2項第1号の用途相互間におけるものであること。

(罰則)

第4条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑に科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に大井川町特別工業地区建築条例（平成7年大井川町条例第10号。以下「編入前の大井川町条例」という。）の規定によりされた処分、手続そ

の他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

- 3 施行日前にした編入前の大井川町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入前の大井川町条例の規定の例による。

附 則（平成30年3月28日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中焼津市特別業務地区建築条例第3条の改正規定及び第2条中焼津市特別工業地区建築条例第3条の改正規定は、公布の日から施行する。